

平塚市開発事業指導協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当該開発事業が「まちづくり基本計画及び市の施策」(以下「市のすべての施策」という)に即したものとなるように事業者に対し必要な指導又は助言を行うため、平塚市開発事業指導協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市のすべての施策のうち、まちづくりの推進に関し必要なものについて、当該開発基本計画に対して指導又は助言すべきこと。
- (2) 都市計画審議会への意見聴取に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、副市長、防災・危機管理監、企画政策部長、産業振興部長、環境部長、まちづくり政策部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長及び消防長(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は主管の副市長を、副会長は他の副市長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを召集する。ただし、市のすべての施策に即したもののうち、周辺地域の環境への影響の恐れがないと認められる開発事業として次に掲げるものを除く。

- (1) 工業地域又は工業専用地域内の工場の増改築のうち、交通負荷や施設の利用方法が、従前のものと大きく変動しないもの。
 - (2) 商業地域における中高層建築物の改築のうち、建築物の最高高さ、開発区域、建築面積、延べ面積、交通負荷が従前のものより縮小し、施設の利用方法が、従前のものと大きく変動しないもの。
- 2 協議会は、委員(次項に規定する代理出席した者を含む。)の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 3 委員が欠席する場合は、欠席する委員が代理出席の指名した者を出席させることができる。
 - 4 協議会の議事は、出席委員(前項に規定する代理出席した者を含む。)の3分の2以上の多数をもって決する。

5 議長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある部長等の出席を求めることができる。

(協議事項の通知)

第6条 協議会で協議した事項について、事業者及び本市の所管担当部署に通知する。

2 指導に対する見解について、事業者から回答を提出させるものとする。

(報告)

第7条 会長は、協議会の協議結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり政策部開発指導課において処理する。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に大規模団地建設対策協議会要綱(昭和50年7月1日施行)及び平塚市建築行為指導協議会要綱(昭和51年8月1日施行)に基づき協議されていた事項については、この要綱に基づき協議されたものとみなす。

(関係要綱の廃止)

3 大規模団地建設対策協議会要綱及び平塚市建築行為指導協議会要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月16日から施行し、昭和55年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年2月15日から施行し、昭和57年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月15日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、昭和58年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成7年4月6日）から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。